令和８年（フ）第２６５号
静岡県沼津市東椎路1255番地の２
債務者　田村　文枝
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２９０号
静岡県沼津市志下86番地の１　アイリス桃郷119、前住所静岡県焼津市本中根430番地の17
債務者　上釜　修一
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第８５号
鹿児島県霧島市隼人町東郷106番地
債務者　久保美津枝
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第１１４号
鹿児島県曽於市大隅町月野1174番地５
債務者　山口　利香
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１３２号
秋田県潟上市天王字二田73番地８　Ｂ号室
債務者　下間　梨菜
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５０号
秋田市外旭川字八幡田213番地
債務者　藍原　奈美
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５１号
秋田市楢山登町３番27号　ｇｒｅｅｎ　ｈｉｌｌｓ　10、前住所秋田市川元開和町２番５号　アーバンハイツ阿部３
債務者　小野　来夏
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６１５号
川崎市高津区末長１丁目２番32号　アゼリア５番館　203
債務者　柴田　勝幸
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６２６号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地　１－727
債務者　菊池　　護（旧姓橋詰）
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６３８号
川崎市高津区坂戸３丁目８番13号　椿ハイツ
債務者　武宮由美子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１９９号
山梨県甲斐市竜王新町1676番地17
債務者　伊藤早由利
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６４号
長野県須坂市大字塩川658番地６　グリーンコート長者Ａ102
債務者　小山　　諒
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６２号
長野県佐久市塚原1513番地２
債務者　岩間　久仁
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第６９号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田2521番地25
債務者　青木　孝雪
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第２３１号
岐阜県瑞穂市稲里549番地１　ガストホーフⅢ棟　203号
債務者　黄瀬　麻衣
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２７３号
岐阜県各務原市蘇原青雲町１丁目11番地、前住所岐阜県各務原市蘇原申子町２丁目131番地
債務者　伊佐治　明
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２９０号
岐阜市蔵前４丁目14番11号（ハイツ蔵前　Ａ棟　103）
債務者　森　　猛
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４４３号
兵庫県加古川市尾上町口里518番地の２　メルベーユ浜の宮105号
債務者　大山　麻帆（旧姓桑波田）
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部